

報道関係者各位

**漁業権行使規則及び入漁権行使規則の認可についての審査基準（案）
に係る意見募集について**

令和5年度における共同漁業権免許の一斉切替え等に当たっては、免許申請者は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第106条第1項、第2項の規定により、漁業権行使規則、入漁権行使規則を制定するものとされており、また、法第106条第7項及び第9項の規定により、制定した行使規則が効力を発するには、県の認可が必要とされています。

このことから、山形県では、法第106条第7項及び第9項の規定に基づき県が行使規則を認可する際の審査基準を定めることとしました。

つきましては、この審査基準（案）に関する県民の皆様の御意見を募集いたしますので、周知に御協力くださるようお願いいたします。

記

1 意見募集の期間

令和5年6月22日（木）から令和5年7月18日（火）まで

2 意見の提出方法及び宛先等

(1) 郵送 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県農林水産部水産振興課 水産行政担当

(2) ファックス ファックス番号 023-630-3257

(3) 電子メール 以下のアドレス中の当ページの末尾にある「お問い合わせフォーム」からお送りください。

県パブリック・コメントのアドレス

<https://www.pref.yamagata.jp/kensei/joho/kocho/publiccomment/boshuuchuu.html>

3 その他

(1) 御意見をいただく様式は、任意のものとしませんが、必ず住所、氏名及び連絡先（電話番号）を明記してください。（御意見の内容以外は公表しません）

(2) 御意見は日本語で提出してください。

4 公表資料及び閲覧方法

漁業権行使規則及び入漁権行使規則の認可についての審査基準（案）を県ホームページに掲載し、行政情報センター（県庁1階）及び各総合支庁総合案内窓口にて備え付けます。

【問い合わせ先】

農林水産部水産振興課 課長補佐 小佐野 利彦
電話 023(630)2477

【報道監】 農林水産部次長 齋藤